ACSES ニュースレター_２４６３号（2023 年 2 月 24 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（29 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇長崎 三菱重工の造船工場で爆発 54 歳の男性作業員 1 人が死亡〈放送報道〉
◇自動で止まるはずが… 給油中に灯油約３０００Ｌ漏えい　水路に流出も生活に影響なし【新潟】〈放送報道〉
◇中国メーカー製造の電気バスに、使用禁止の「六価クロム」　兵庫・伊丹市、別メーカーの車両納入も運行延期〈新聞報道〉
◇水道と井戸水の配管を誤接続 基準値超のフッ素化合物が検出 愛媛大学工学部棟〈放送報道〉
◇薬剤採用巡り男性医師処分　寄付講座の担当教授　広島大〈Web 報道〉／広大 “利益相反の観点から問題あった” 寄付講座めぐり謝罪〈放送報道〉
◇商店街でゴミ収集車が炎上　閉店スーパーから廃品を運び出していて出火…という話も〈放送報道〉
◇中国で塩素ガス漏れ事故が発生　5 人が中毒に〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で負傷事故等(自転車、エアコン)〈消費者庁〉
・3 人搬送の火事 延長コードの燃え方激しく配線にトラブルか 石川・七尾市〈放送報道〉
・日本大学で個人情報漏えい発生　教員のノート PC と USB メモリがフランスで盗難被害に遭い〈Web 報道〉／ノートパソコン及び USB メモリの盗難に伴う個人情報漏えいについて（お詫び）〈日本大学〉
・京大大学院の准教授　通勤手当９００万を不正受給〈放送報道〉
・群馬大医学部が「アカハラ大量留年」問題に救済措置　担当教授の「教員としては困難」“釈明音声” 入手〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・年末の東海道新幹線停電、金属疲労でショート JR「経験ない事象」〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・小さなうっかりが大きな火災に ～「製品による建物火災」 原因トップ 3～〈製品評価技術基盤機構〉／誤使用や不注意が原因　暖房器具火災に注意を　NITE〈放送報道〉
・日本の農作業は危険　毎年 300 人が死亡〈Web 報道〉
・令和 5 年全国山火事予防運動の実施について〈農林水産省林野庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２９報）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・スクープ！東海第二原発で「非常用電源喪失」！岸田政権の「原発推進政策」に赤信号〈Web 報道〉
・六ヶ所村の再処理工場 照明切れて一時ＩＡＥＡが監視行えず〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスク
◇マスコミ報道
[3] 職場における化学物質対策について〈厚生労働省〉

三椏（ミツマタ）

[4] 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布〈総務省消防庁〉

[5] 食品安全衛生関係

◇『アルミホイルの中央が白くなる』←原因は結露による”さび”　粉がつくほどなら「食品への使用は控えて」〈放送報道〉

[6] 廃棄物関係

◇プラスチックは太陽と細菌が分解、だからもう大丈夫？〈Web 報道〉

◇植物の廃棄部分でバイオプラ　ベンチャーが技術開発、大手の採用も広がる〈Web 報道〉

[7] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　３件

[8] その他省庁発表　　３件

[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　９件　　［開催記録、報告、資料等］　　１件

[10] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：１件

[付録]

◇水道と井戸水の配管を誤接続 基準値超のフッ素化合物が検出 愛媛大学工学部棟〈放送報道〉／愛媛大学工学部 2 号館における水道配管の誤接続について（第 1、2 報）〈愛媛大学〉

◇群馬大医学部が「アカハラ大量留年」問題に救済措置　担当教授の「教員としては困難」“釈明音声”入手〈Web 報道〉

◇日本の農作業は危険　毎年 300 人が死亡〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇長崎 三菱重工の造船工場で**爆発** 54 歳の男性作業員 1 人が死亡

＜NHK　2023 年 2 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230222/k10013987841000.html

22 日午前、長崎市にある三菱重工業の造船工場で爆発があり、溶接作業にあたっていた 54 歳の男性作業員が死亡しました。

警察が爆発の原因を調べています。

22 日午前 11 時半前、長崎市東立神町にある三菱重工業の造船工場で「ガスの爆発が起きて 1 人が巻き込まれた」と通報がありました。

警察によりますと、この爆発で溶接作業にあたっていた 54 歳の男性作業員が意識不明の重体となっていましたが、その後、搬送先の病院で死亡が確認されました。

会社側は何らかの原因でガス設備が爆発したと見られるとしていて、警察が詳しい原因を調べています。

会社側は「被害にあった方や周辺の皆さまに迷惑をかけたことは誠に申し訳ない。原因究明や対策をしっかり行っていきたい」と話しています。

爆発があった工場を含む三菱重工業長崎造船所は 1857 年・安政 4 年に日本で最初に建てられた本格的な洋式工場

で、太平洋戦争中は戦艦「武蔵」を建造しました。
2002 年には、建造中だった大型客船「ダイヤモンド・プリンセス」から火が出ておよそ 5 万平方メートルが焼ける火事が起きています。
近くに住む女性「ドーンという大きな音」
造船工場の近くに住む 70 代の女性は「家の中で昼ごはんの用意をしていたら、ドーンという大きな音がして、外に出てみたら消防車やパトカーが走っていくのを見ました。家の中からでも聞こえるくらいの大きな音でした。こんなことは初めてで驚きました」と話していました。

◇自動で止まるはずが… 給油中に灯油約３０００Ｌ漏えい　水路に流出も生活に影響なし【新潟】
＜NST 新潟総合テレビ　2023 年 2 月 21 日＞
https://www.nsttv.com/news/news.php?day=20230221-00000004-NST-1
２月２０日、新潟県阿賀野市のガソリンスタンドで販売用のタンクローリーに給油していた際、誤って灯油約３０００Ｌが漏えいしました。県は現場周辺に水道取水はなく、農業取水も停止しているため、生活への影響はないとしています。
【記者リポート】
「灯油が漏れ出たとされるガソリンスタンドの近くは、灯油のにおいが充満しています。こちらの排水溝では、油を吸着させるシートのようなものが設置されています」
２０日午後５時すぎ､阿賀野市榎船渡のガソリンスタンドで｢販売用の灯油をタンクローリーに給油していた際、誤って灯油約３０００Ｌを漏えいした」と消防に通報がありました。
灯油は大通川につながる水路に流れ出ていて、２０日時点で消防などが水路に油を吸着させるオイルフェンスを設置。２１日も追加で１カ所設置されました。
【オイルフェンス設置していた業者】
「油を下流に流さないようにオイルフェンスを張った。油は軽く、上のほうに浮くので、下のほうは水だけ流れていく」
ガソリンスタンドによりますと、タンクローリーが満杯になると、給油は自動で停止される仕組みですが、今回は自動で止まらず、漏えいしたということです。
自動で止まらなかった原因については分かっておらず、消防などが調べています。
県は現場周辺に水道取水はなく、農業取水も停止しているため、生活への影響はないとしています。

◇中国メーカー製造の電気バスに、使用禁止の「六価クロム」　兵庫・伊丹市、別メーカーの車両納入も運行延期
＜神戸新聞　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202302/0016074968.shtml
　兵庫県伊丹市交通局が３月に導入を予定していた２台の電気バスについて、同局は２２日、運行を当面見合わせると発表した。中国のメーカーが製造する電気バスに日本国内で規制されている化学物質が使われていた疑いが判明したため、同局は納入されたバスの安全確認と調査を行うとしている。
　同局によると、市が導入する電気バスは中国のメーカー「アルファバス」製。２０２３年度から２年間の試験運行のため、２１日に同局に納入された。
　しかし２２日、中国の別のメーカーが製造するバスに、日本国内の業界団体が使用を禁じる化学物質「六価クロム」が使われていたことが判明。安全確認のため、３月末を予定していた運行を見合わせることを決めた。３月２１日に市内で予定していた市民向けの記念イベントも開催を見合わせる。

◇水道と井戸水の配管を誤接続 基準値超のフッ素化合物が検出 愛媛大学工学部棟
＜itv あいテレビ　2023 年 2 月 22 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/342574?display=1
https://news.yahoo.co.jp/articles/75533841bb123d37e20cf5c741eca499d964357e
愛媛大学工学部の建物で、蛇口の水から基準値の 3 倍近いフッ素化合物が検出されていたことがわかりました。
水道管に井戸水の管を誤って接続していたのが原因とわかり、大学が健康への影響を確認しています。

----> 末尾［付録］

◇薬剤採用巡り男性医師処分　寄付講座の担当教授　広島大

＜時事ドットコム　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022201095&g=soc

広島大は 22 日、複数の製薬会社からの寄付で設置した講座の担当教授を務めた同大病院の男性医師について、うち 1 社の薬剤を積極的に処方するようスタッフに指示するなど「利益相反の観点から問題があった」として、停職 2 カ月の懲戒処分にしたと発表した。

医師は同日付で依願退職した。

広島大によると、男性医師の働き掛けで同社の薬剤が病院の処方する薬として採用されたほか、積極的に使用するよう診療科のスタッフに伝えていたという。

同大は昨年 11 月、寄付講座を巡り、男性医師が製薬会社と不適切なやりとりをしているなどとする通報を受け、調査を進めていた。

記者会見した広島大の田中純子副学長は「関係者の皆さまに多大なご迷惑をお掛けしたことをおわびしたい」と話した。

・広大 “利益相反の観点から問題あった” 寄付講座めぐり謝罪

＜NHK　2023 年 2 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/hiroshima-news/20230222/4000021379.html

製薬会社からの寄付で設置された講座をめぐり、広島大学病院の医師が製薬会社との不適切なやりとりが疑われるメールを院内に送っていたと報じられたことを受けて実施した調査の内容について、広島大学は２２日公表した上で、「利益相反の観点から問題があった」として謝罪しました。

週刊誌「ＦＬＡＳＨ」は、広島大学大学院の医系科学研究科に製薬会社など４社の寄付を受けて設置された講座をめぐり、広島大学病院の医師が、このうち１社の薬を院内で採用することで、講座への寄付が継続されるなどと、製薬会社との不適切なやりとりが疑われるメールを院内に送っていたと報じました。

これを受けて、広島大学は去年１２月、外部の弁護士らによる調査会を設置して聞き取りなどを進め、２２日、調査の内容を公表しました。

それによりますと、製薬会社側が寄付をする見返りに薬の採用を求めていたという事実はないとした一方で、男性医師の働きかけで製薬会社の薬が病院内で処方される薬として採用されたことが認められたということです。

ただそれまで採用されていた薬と新たに採用された薬は、成分や規格は同じで患者の負担する金額は変わらないということです。

調査会の座長の木村豊弁護士は、「大学病院の信頼を低下させるおそれがあり、利益相反の観点からも問題があったといわざるを得ない」と報告しました。

広島大学の田中純子副学長は、「心よりお詫び申し上げる。再発防止策を徹底して信用回復に努めたい」と謝罪しました。

また、広島大学は男性医師を停職２ヶ月の懲戒処分にしましたが、２２日付けで本人から辞職願いが出され受理したということです。

◇商店街でゴミ収集車が炎上　閉店スーパーから廃品を運び出していて出火…という話も

＜毎日放送　2023 年 2 月 23 日＞　https://www.mbs.jp/news/kansainews/20230223/GE00048481.shtml

２月２３日、大阪市阿倍野区でゴミ収集車が燃える火事がありました。

視聴者提供の写真では、商店街のアーケードの下で駐車している車の後ろから大きな炎が上がっています。

２３日の午後４時半過ぎ、大阪市阿倍野区王子町にある「王子本通商店街」の路上で、ゴミ収集車が燃える火事がありました。消防によりますと、火は約３０分後にほぼ消し止められましたが、近くのマンションの住人１人が煙を吸って病院に搬送されたということです。

近くの店員によりますと、数年前に閉店したスーパーから廃品を運び出してゴミ収集車に積んでいたところ、車の後部から火が出たということです。警察などが火事の原因を調べています。

◇中国で塩素ガス漏れ事故が発生　5 人が中毒に

＜アフロ　2023 年 2 月 22 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/20b61d43612a336177a0390aca52ebecd64bea8b

中国南部の広西チワン族自治区柳州市で、塩素ガスが漏れる事故が発生した。

2 月 17 日の映像には、大量の薄黄色のガスが噴出して急速に広が様子がとらえられている。

村の職員によると、運転手が鉄製の容器を解体してスクラップとして売るために運び、そのうちの 1 つの容器から塩素ガスが漏れ、そばにいた男性が中毒症状を起こし、意識不明になったという。

男性は治療を受け、命に別条はないという。

このガス漏れにより 5 人が中毒症状を起こし、1 人が病院で治療を受け、あとの 4 人は経過観察中だという。

柳江区の緊急事態管理局によると、運転手は無許可で容器を運びだしたという。

このガス漏れによる広範囲な環境汚染は発生していないという。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で負傷事故等(自転車、エアコン)

＜消費者庁　2023 年 2 月 21 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032269/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230221_01.pdf

特記事項:

- 除雪機についての注意喚起
- ピープル株式会社が輸入した自転車のリコール(保護パーツの無償配布)
- シャープ株式会社が輸入したエアコンのリコール(無償点検・修理)
- 三菱重工業株式会社(現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社)が輸入したエアコンのリコール(無償点検・改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うちガスストーブ（ガスボンベ式）１件、石油ストーブ（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：９件
（うちテレビ（ブラウン管型）１件、電気ストーブ（オイルヒーター）１件、デスクトップパソコン１件、自転車２件、取っ手（鍋用、着脱式）１件、電子レンジ１件、エアコン２件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：７件
（うち電気ストーブ（シーズヒーター）１件、リチウム電池内蔵充電器１件、除雪機（歩行型）１件、携帯電話機１件、電動お手入れ用品（ペット用）１件、踏み台（アルミニウム合金製）１件、電気ストーブ１件）

・3 人搬送の火事 延長コードの燃え方激しく配線にトラブルか 石川・七尾市

＜MRO 北陸放送　2023 年 2 月 21 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/fb9a135a31546112d642a9a19fce7403060e1c83

20 日朝、石川・七尾市の住宅兼理容店で起きた火事は、警察と消防の実況見分の結果、電気製品に繋がれていた延長コードから火の出た可能性が高いことが分かりました。

火事は 20 日午前 4 時ごろ、七尾市神明町の理髪店・中山理髪館で発生し、店を経営する中山桂一さん（82）と、妻の久子さん（75）、長女の幸栄さん（54）の 3 人が市内の病院に搬送され、このうち久子さんが重症となっています。

警察と消防が実況見分した結果、火は店舗兼住宅の鉄筋 3 階建ての建物の 1 階を中心に、およそ 54 平方メートルを半焼しました。

このうち 1 階の店舗の壁付近の燃え方が激しく、消防によりますと、電気製品に繋がれた延長コードから火の出た可能性が高いということです。

延長コードは、重い家具の下敷きになったり、ねじれたまま使っていたりすると、断線して火事の危険性が高まります。

七尾市と中能登町で火災が相次いでいることを受け、七尾鹿島消防本部は被害のあった地区で来月、火の取り扱いや住宅用火災警報器の取り付けを確認する「住宅防火診断」を実施するとしています。

・日本大学で個人情報漏えい発生　教員のノートPCとUSBメモリがフランスで盗難被害に遭い

＜ねとらぼ　2023年2月21日＞　https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/2302/21/news122.html

日本大学は2月20日、フランスのパリで教員の個人所有PCとUSBメモリの盗難被害に伴い、個人情報が流出したと発表しました。PCとUSBメモリには、655人分の個人情報が含まれていたとしています。

含まれていた個人情報は、2004年度から2022年度現在までの期間、生物資源科学部に在籍していた271人の学生証番号、学生氏名、成績評価、および2020年度以降に提出されたレポート。また、2004年度から2022年度現在までの期間、国際関係学部に在籍していた384人分の学生証番号、学生氏名および成績評価も含まれるとのこと。

日本大学は、「このような事態を招いたことにつきまして、御迷惑をお掛けした学生の皆様をはじめとする関係者の皆様に対しまして、心よりお詫び申し上げます」と謝罪。再発防止対策を早急に実施するとともに、教職員に対し個人情報の適正な取り扱いを周知徹底するとしています。

ノートパソコン及びUSBメモリの盗難に伴う個人情報漏えいについて（お詫び）

＜日本大学　2023年2月20日＞　https://www.nihon-u.ac.jp/information/2023/02/13760/

このたび、本学教員の個人所有のノートパソコン及びUSBメモリがパリ（フランス）で盗難被害に遭いました。現時点において、第三者への個人情報の流出及び不正使用等は確認されておりません。

当該ノートパソコン及びUSBメモリには、生物資源科学部に平成16年度から現在（令和4年度）までの期間に在籍していた方の個人データ271名分（学生証番号、学生氏名、成績評価及び令和2年度以降に提出されたレポート）及び国際関係学部に平成16年度から平成23年度までの期間に在籍していた方の個人データ384名分（学生証番号、学生氏名及び成績評価）が含まれておりました。

このような事態を招いたことにつきまして、御迷惑をお掛けした学生の皆様をはじめとする関係者の皆様に対しまして、心よりお詫び申し上げます。

本学では、今回の事態を重く受け止め、深く反省し、再発防止対策を早急に実施するとともに、教職員に対して、今一度、個人情報の適正な取扱いを周知徹底いたします。

本件につきまして、御心配・御不明な点がございましたら、お手数ではございますが、以下のお問合せ先まで御連絡ください。

【本件に関する問合せ先】
日本大学生物資源科学部庶務課
電話番号　0466-84-3800
URL https://www.brs.nihon-u.ac.jp/
日本大学国際関係学部庶務課
電話番号　055-980-0801
URL https://www.ir.nihon-u.ac.jp/

・京大大学院の准教授　通勤手当９００万を不正受給

＜NHK　2023年2月23日＞　https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20230223/2000071307.html

京都大学大学院の５０代の准教授が、奈良県内から京都市内に引っ越したことを届け出ず、１８年以上にわたって通勤手当あわせて９００万円あまりを不正に受給したとして、京都大学はこの准教授を停職４か月の処分にしました。

処分を受けたのは京都市左京区にある京都大学大学院理学研究科の５０代の男性准教授です。

大学によりますと、この准教授は平成１５年１２月に奈良県内から京都市内に引っ越したにも関わらず、転居に伴う通勤届を提出せずその後も奈良県内から通っているとして通勤手当を受け取り続け、去年９月までの１８年

９が月にわたってあわせて９００万円あまりを不正受給したということです。
准教授の緊急連絡先としては京都市内の電話番号が届けられていたことから不正が分かったということで、大学は２２日付けで停職４か月の処分にしました。
大学の調査に対し准教授は「転居に関する届を出せない事情があった。多くの額を不正に受け取っている自覚はあった」と話し、不正に受給した金額を返済する意向を示しているということです。
京都大学は「誠に遺憾であり、今後、再発防止に努める」とコメントしています。

・群馬大医学部が「アカハラ大量留年」問題に救済措置　担当教授の「教員としては困難」“釈明音声”入手
＜文春オンライン　2023 年 2 月 21 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/60869
　群馬県前橋市の国立群馬大学医学部で、現在 3 年目の学生の約 3 分の 1 にあたる約 40 人の学生がこれまでの 2 年半で留年が決まり、そのうち 24 人が 1 人の教員の授業で落第させられていたことで、学生の間から「アカハラだ」との声が上がっていた問題。2022 年 10 月 23 日配信「 週刊文春 電子版 」でこの問題を報じていたが、今回新たに、群馬大が留年が決まっていた学生の一部に救済措置をとることが「 週刊文春 」の取材でわかった。
----＞ *末尾［付録］*

◇***事故、事件の続報***
・年末の東海道新幹線停電、金属疲労でショート JR「経験ない事象」
＜朝日新聞　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2Q61NJR2QUTIL046.html
https://news.yahoo.co.jp/articles/3c84528e2616fc0d91dfdba32d8f1a5d7a7f7c66
　東海道新幹線の豊橋―名古屋間で昨年 12 月に停電が起き、列車が最大 4 時間半遅れて約 11 万人に影響が出たトラブルで、JR 東海は 22 日、架線の金具が金属疲労で折れたことでショートし、架線が断線したと発表した。新幹線が通過する際に発生する想定外の揺れによって金具が**疲労破断**したといい、「過去に経験がない事象だった」と説明している。
　JR 東海によると、停電は昨年 12 月 18 日午後 1 時ごろに起きた。下り線で、列車に電力を供給する「トロリ線」をつり下げるための「吊架（ちょうか）線」が、愛知県安城市内で切れているのが確認された。トロリ線と吊架線をつなぐ「ハンガ」と呼ばれる金具の下部が折れ、別のトロリ線に接触。通常とは異なる回路で電流が流れて吊架線が断線し、停電に至ったとみられる。
　断線があった場所でハンガを新品に置き換えて調査したところ、列車が通過する際に通常より振動の振れ幅が大きくなる「**共振**」と呼ばれる現象が続くことがわかったという。JR 東海はこの揺れについて「ハンガの長さやつり上げ力など特定の条件が重なった。ハンガの共振は過去に経験がない」と説明している。断線があった場所と架線構造が同じ区間で、太いハンガに順次置き換えるなどの対策を進めていくという。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・**小さなうっかりが大きな火災に ～「製品による建物火災」 原因トップ 3～**
＜製品評価技術基盤機構　2023 年 2 月 22 日＞
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs230222.html
　2017 年度から 2021 年度までの 5 年間に NITE に通知された製品事故情報※2 では、建物火災の件数は 312 件ありました。原因のトップ 3 は、暖房器具※3 によるもので、1 位「可燃物が接触して着火」、2 位「灯油が漏れて引火」、3 位「ガソリンを誤給油して出火」であり、全て誤使用や不注意等※4 による事故でした。
　冬から春にかけては空気が乾燥し、風の強い日が多くなることから、引き続き火災が発生しやすくなっています。建物火災を発生させないために、日頃から事故を防ぐ行動を習慣づけましょう。
■「製品による建物火災」原因トップ 3
〇1 位「可燃物が接触して着火」
　ストーブのそばに可燃物を置いてしまったことで、可燃物がストーブの熱源に接触して着火する事故が多く発生しています。
〇2 位「灯油が漏れて引火」

給油作業時にカートリッジタンクから漏れた灯油にストーブの火が引火する事故が多く発生しています。
〇3 位「ガソリンを誤給油して出火」
ガソリンと灯油を同じ容器や同じ場所で保管することで、特に高齢者が作業する際に誤給油する事故が多く発生しています。
■事故を防ぐためのポイント
〇暖房器具の周りには燃えやすいものを置かない、そばを離れない。
〇ストーブへの給油時は必ず消火する。灯油が漏れていないことを確認してから本体にセットする。
〇ガソリンと灯油はそれぞれ専用の容器で別の場所に保管し、高齢者が給油する際は家族がサポートする。
〇安全機能が充実している製品への買い換えを検討する。
（※1）本資料では、住宅や店舗などの建物が半焼または全焼した火災を「建物火災」としています。
（※2）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含みます。
（※3）「暖房器具」は、石油ストーブ・石油ファンヒーター・電気ストーブを指します。
（※4）本資料では、製品の誤使用・不注意によると判明したものに加えて、原因不明だが誤使用・不注意が疑われるもの及び製品に起因しないものを「誤使用・不注意等」としています。
発表資料
（ポスター）建物火災の原因トップ３　　https://www.nite.go.jp/data/000143166.pdf

・誤使用や不注意が原因　暖房器具火災に注意を　NITE
＜日テレ NEWS　2023 年 2 月 22 日＞
https://news.ntv.co.jp/category/society/df65c1d3fad746d894aa39e7ba2e115a
https://news.yahoo.co.jp/articles/f25303dde141ac4e95f7adea7a8b65c98717877b
空気が乾燥するこの時期、NITE（＝製品評価技術基盤機構）は、暖房器具の誤った使用による火災に注意を呼びかけました。
NITE によりますと、2017 年度から 5 年間の製品による建物火災は 312 件で、原因の上位 3 つは、いずれも暖房器具によるものだったということです。
最も多かった原因は「ストーブのそばに可燃物をおいて着火」、2 番目に多かったのは「給油作業時に漏れた灯油に引火」、3 番目に多かったのは「灯油と間違えてガソリンを誤給油」だったということです。
いずれも暖房器具の誤った使用や不注意によるもので、NITE が注意を呼びかけています。

・日本の農作業は危険　毎年 300 人が死亡
＜NEWS SOCRA　2023 年 2 月 20 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/7fd4365fde10b1011bc1a5364e5e6701af44a3fc
【農を考える】安全先進国のアイルランドに学べ　　----＞ 末尾［付録］

・令和 5 年全国山火事予防運動の実施について　　3 月 1 日～3 月 7 日
＜農林水産省林野庁　2023 年 2 月 21 日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/230221.html
地方公共団体等による以下の活動の実施や呼びかけを予定しています。
(1)入山者や森林所有者等を対象にした火の取扱いの注意喚起
(2)ポスター掲示など山火事予防意識の高揚を図るための広報活動の推進
(3)火災の発生しやすい時期における重点的な森林パトロール等の実施
(4)初期消火を中心とする消防訓練や消火資機材等の点検・管理等の実施
(5)地域住民や農林業関係者等による山火事予防組織の育成強化と予防活動の要請

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２９報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2023 年 2 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y4cWeoirFtyMLcHxY
１　自治体の検査結果
　札幌市、宮城県、仙台市、栃木県、群馬県、さいたま市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、長野県、浜松市、岡崎市、滋賀県、大阪市、東大阪市
　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　※ 基準値超過　なし

[原子力施設全般]
・スクープ！東海第二原発で「非常用電源喪失」！岸田政権の「原発推進政策」に赤信号
＜FRIDAY DIGITAL　2023 年 2 月 21 日＞　https://friday.kodansha.co.jp/article/296641
２月 21 日午前 10 時 30 分頃、茨城県東海村の「東海第二原子力発電所」で、非常用電源が停止、電源を喪失した。16 時時点で、外部電源が確保されており、にわかに危険な状態ではないと思われる。
日本原子力発電株式会社は、原子力規制委員会、茨城県に対して「緊急事案」として通報をした。複数の関係者が、こう明かした。
「非常用電源が突然『待機状態』になりました。ポンプモーターに異常はなく、外部電源が確保されていることは確認しましたが、非常用電源停止の原因は、今もって不明です。原因がわからないので、対処も未定ですが、ディーゼル発電機を取り替えるなり、復旧させるなり、必要な対応をすべく、準備しています」（東電関係者）
東海第二原発は 1978 年に営業運転を開始した。原子力規制委員会に新基準審査を申請したなかでは最も古い原発の一つで、東日本大震災以降は、運転を停止している。現在は、安全運転新規制に合わせ 2025 年以降の再稼働に向けて工事中だった。
「状況としては、ディーゼル機関を冷やすための海水ポンプが緊急停止したため、非常用電源を隔離しています。現場対応に 20 人以上、自宅待機だった社員も現場に駆けつけたようです」（経産省キャリア）
◆岸田政権の拙速な原発推進にブレーキ
岸田文雄政権が、原発再稼働に向けて大きく舵を切っているなかの「不測の事態」だ。ロシア・ウクライナの開戦以来、高騰し続ける原油価格。国際的なエネルギー不足による電気代の高騰をカバーするためにエネルギー政策を大きく転換した岸田首相にとって、この事態は大きなダメージだ。コントロールできない原子力発電所を、どうするのか。原発再稼働、リプレイス政策に転換、さらに「40 年ルールの撤廃」と、拙速な原発政策を見直さざるを得ないだろう。
原子力規制委員会は「原発 60 年超え運転」を認める決定をした。原発の安全性と廃棄物問題が先送りされた一方、電力確保は国民の生命と財産にかかわる喫緊の問題となっている。各社の世論調査でも、再生可能エネルギー拡充までの経過措置として「原発再稼働やむなし」という機運が高まっていたが、その流れにも大きく影響するだろう。政治が言う「原発の安全神話」はとっくに信用失墜しているのだ。
東海原発の現場にいる東電関係者は、こう言った。
「私たちは電力の安全・安定供給のために全力を尽くします」
また、日本原発は「FRIDAY デジタル」の取材に対し、
「現在、懸命に復旧作業をしています。主電源のほか、高圧電源車も手当てしました。ご心配をおかけして、申しわけありません」（広報担当）
と答えた。
原子力発電を利用するのであれば、365 日 24 時間、原発の安全運転に関わっている「現場の声」を反映した政策でなければならない。彼らは、命がけで働いている。われわれ国民の命がかかっている原発問題について、岸田政権の判断を注視したい。

・六ヶ所村の再処理工場 照明切れて一時ＩＡＥＡが監視行えず
＜NHK　2023 年 2 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/aomori/20230222/6080018838.html

青森県にある使用済み核燃料の再処理工場で、核物質が核兵器などに転用されるのを防ぐため国際原子力機関＝ＩＡＥＡが行う保障措置と呼ばれる監視業務の対象となる部屋の照明が切れたまま、一時、監視が行えなくなっていたことがわかりました。
これは、２２日開かれた原子力規制委員会の定例会で事務局の原子力規制庁から報告されました。
それによりますと、監視が行えなくなっていたのは、青森県六ヶ所村の再処理工場で、使用済みの核燃料を貯蔵施設から受け入れて、せん断するための設備に送り込む部屋です。
この部屋には核燃料の移動を検知するために監視カメラが設置されていますが、先月２８日に、電源盤のメンテナンスのため一部の照明を消したところ、すべての照明が消えていることに映像を見たＩＡＥＡが気づき、今月原子力規制庁に問い合わせがあったということです。
別の電源盤につながる３つの照明をつけたままにする予定でしたが、３つとも電球が切れていたということで、古いものでは２０１７年から切れたままになっていましたが､保障措置の担当部門には伝わっていませんでした。
すべての照明が消えていたのは午前１０時ごろから正午ごろまでのおよそ２時間で、当時、この部屋に使用済み核燃料はなかったということですが、原子力規制委員会は事業者の日本原燃に対し、原因の調査と再発防止を行うよう指導しました。
田中知委員長代理は「保障措置上、大変憂慮すべき事象だ。わが国の信頼喪失にもつながる大きなもので、事業者は重く受け止めなければならない」と厳しく指摘しました。
日本原燃の担当者は、「ＩＡＥＡによる監視の一時中断という事態を起こしてしまい大変申し訳なく思っている。詳細な原因調査を進めているので、今後原因と再発防止策をとりまとめて、速やかに原子力規制委員会に報告したい」と話していました。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　(検疫)
＜厚生労働省　2023 年 2 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31424.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年２月 23 日版）
＜厚生労働省　2023 年 2 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31423.html
---
◇第 8 波、報告ない感染者多数か　専門家有志、死亡増の要因分析
＜共同通信　2023 年 2 月 23 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/232706
　厚生労働省に新型コロナウイルス対策を助言する専門家組織の有志は 22 日の会合で、今冬の流行「第 8 波」では、新規感染者数が昨夏の第 7 波ピーク時より少なかったにもかかわらず、過去の流行を大きく上回る死者が出たのは、実際の感染者数が報告より多いことが一因とみられるとの分析結果を提示した。ウイルスの性質の変化による重症化率上昇の可能性は低いとした。
　第 8 波が本格化した昨年 11 月から死者数が急増。共同通信の集計では、今年 1 月 13 日にはこれまでの過去最多を大きく上回る 523 人が死亡。1 月の月間死者数も初めて 1 万人を超えた。
　専門家有志の資料によると、第 8 波では 80 歳以上の感染報告の割合が、第 7 波の約 1.3 倍に増加。年末年始における帰省や介護施設などでのクラスター（感染者集団）発生によって高齢者の感染者が増えた可能性がある。
　さらに、昨年 9 月から感染者の全数把握が簡略化され、自己検査で陽性となった若い世代が自治体に報告しないケースなどが増えたとみられるとした。

[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・高齢者接種、年２回で調整＝４月以降のコロナワクチン―免疫維持、夏までに開始・厚労省
＜時事通信　2023 年 2 月 21 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2898795

・コロナ飲み薬で後遺症リスク半減　塩野義ゾコーバ追跡調査で
＜共同通信　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.47news.jp/news/8973887.html
---

◇マスク
・卒業式のマスク、悩む教育現場　「歌の時も外す」「個人の判断」
＜朝日新聞　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2Q4JCSR2HUTIL022.html
「マスクを外すことを基本とする」。卒業式をめぐって 10 日に文部科学省が出した通知を受け、各学校が具体的な方針を決めつつある。通知に沿う学校もあれば、独自の対応をする学校も。コロナ対策が緩和に向かう一方、感染が完全には収束していないことから、対応に悩む校長もいる。
♪明日の世界にとびたつわれら
21 日、東京都新宿区立余丁町（よちょうまち）小の体育館にマスク姿の 6 年生約 50 人の歌声が響いた。3 月 24 日の卒業式に向けた校歌の練習だ。
文科省の通知は、卒業証書授与や送辞・答辞など多くの場面で「マスクを外すことを基本」とする一方、歌や「呼びかけ」では着用を求めた。同校は通知に沿って合唱時のみマスク着用とする方針だが、古谷勉校長は「無理強いせず、子どもの選択を尊重したい」。
6 年生の担任の青木南教諭によると、普段からマスクを外したがらない子どもが多く、体育の時間に「息がしにくいから外そう」と呼びかけても、実際に外すのはクラスの 27 人のうち 5〜10 人ほどという。
練習後、取材に応じた女子児童の一人は「外した方が息苦しくないし、お父さんお母さんに顔を見せられる」としつつ、「自分だけ外したら、目立ってしまうかも」。別の女子児童は「顔を見られるのが何だか恥ずかしい。できれば着けていたい」と話した。
文科省通知を受け、各地で具体的な方針が決まりつつある。
都内のある公立小では、校歌斉唱などを含む卒業式の全ての場面で外してもよいことにする方針だ。同校の卒業式は 3 月末。社会全体でマスク着用が「個人の判断」となる 3 月 13 日を過ぎており、式の直後の 4 月 1 日からは学校でも着用が任意になることから、校長は「着けたい子は着けてもらったうえで、卒業式の間、ずっと外しっぱなしでいられる自由も認めるべきだと思った」と話す。
すでに体育の授業では外すことが定着しており、学校のある地域では感染状況は落ち着いていることも背景にあるという。
一方、外したいと思っていない子も 2〜3 割はいるという。「卒業式では外す子の方が多くなり、どうしても同調的な力が働く。外したくない子への配慮を徹底したい」と話す。
外したがらない児童生徒も多く…
都内の公立中の校長は文科省…

・卒業式のマスク「外すのが基本」　方針に不安の声「抵抗ある子も」
＜朝日新聞　2023 年 2 月 11 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2B6D2KR2BUTIL02G.html
「マスクを外すことを基本とする」。学校の卒業式をめぐり、永岡桂子文部科学相が 10 日に記者会見し、そんな方針を各地の教育委員会に通知したと発表した。保護者や教員からは歓迎や困惑など様々な声があがった。
マスク着用、3 月 13 日から「個人判断」　学校は 4 月以降基本不要に
永岡文科相は会見で、換気などの感染症対策を施したうえで、式典全体を通じて児童生徒・教職員ともマスクを外すことを基本とし、歌を歌う場面では着用する、との方針を説明。来賓や保護者についてはマスク着用を求め、座席間の距離をとったうえで、参加人数は制限しない、とした。
文科相「外すこと強制するわけではない」
こうした方針を示すに至った理由については、厚生労働省に助言する専門家組織が「着用しないことも考慮されうる」との見解を 8 日に示したことを挙げ、「卒業式は感染リスクが他の学校活動より低い」「今年卒業する子どもたちは学校生活の大半をコロナ禍のもとで過ごしてきた」ことを踏まえたと説明した。一方、基礎疾患があるなどの事情で着用を希望する子どももいるとして、学校や教職員が着脱を強いることがないよう求めた。
ただ、今回の方針は子どもたちの間に「マスクを外さなければならない」との同調圧力を生む懸念もある。永

岡文科相は「指針として示したが、感染が心配な人がマスクをして出席することは誰もとがめない。(外すことを)強制するわけではないので、個人の判断でつけるつけないというのを決めていただく」と強調。同調圧力が生じないような指導を学校現場に求めた。
記事の後半では、歓迎しつつも感染を恐れる保護者の思いや、対応に追われる学校の様子や養護教諭の思いを紹介しています。
「写真残せる」歓迎だけど…保護者の複雑な思い
　「しゃべらない場面で外せる…

・航空機内、マスク任意に　来月１３日から、業界指針改訂へ
＜時事ドットコム　2023年2月21日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022100964&g=eco
　国内航空各社が加盟する「定期航空協会」は２１日、航空機内でのマスク着用について３月１３日以降は個人の判断に委ねると発表した。新型コロナウイルス対策のマスク着用を巡る政府の指針見直しを踏まえた措置。同協会は今後、航空業界向けガイドラインの改訂などを進める。
　同協会は２０２０年、空港運営各社が加盟する「全国空港事業者協会」とともにコロナ対策の業界ガイドラインを策定。航空各社はこれに沿って乗客らにマスク着用への協力を呼び掛け、従業員もマスクを着用してきた。３月１３日からは乗客、従業員ともに、機内や空港内でのマスク着用を個人の判断に委ねる。
　マスク着用を巡り、政府は３月１３日から新たな指針を適用する。交通機関については、通勤ラッシュなどの混雑した電車やバスの乗車時は引き続きマスク着用を推奨する一方、ほぼ全ての乗客が着席できる新幹線や高速バスなどはその対象から除外した。

・マスク緩和、ルール見直しも　感染リスクになお慎重―大手企業
＜時事ドットコム　2023年2月10日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023021001147&g=eco
---

◇コロナ病床を１年以内に廃止、外来は１・５倍に…５類引き下げ政府移行案
＜読売新聞　2023年2月22日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20230221-OYT1T50280/
　新型コロナウイルスの感染症法上の分類引き下げに伴い、医療提供体制を段階的に正常化する政府の移行案が２１日、分かった。入院患者を受け入れるコロナ病床は引き下げ後も当面継続し、１年以内の廃止を目指す。廃止後は国内全病院での受け入れを図る。外来診療に当たる医療機関は現在の約１・５倍となる約６万４０００か所まで増やしたい考えだ。
　政府は５月８日、新型コロナの感染症法上の分類を現在の２類相当から季節性インフルエンザと同じ５類に引き下げる。５類は本来、現在のような特別な医療提供体制や医療費の公費負担は不要だ。だが、政府は混乱を避けるために１年程度の移行期間を設け、季節性インフルの医療と同様の体制に徐々に移行する方針だ。
　移行後もコロナ患者に確実に医療を提供できるかどうかが課題となっている。このため、政府は移行期間中、新たに入院・外来の受け入れを決める医療機関には感染防止対策を支援し、参入を促す。
　昨年夏の新型コロナ第７波では、入院受け入れのため、全国１９８２の重点医療機関で計約５万１０００床を確保した。政府はこれらの医療機関に補助金「病床確保料（空床補償）」を支払い、診療報酬の特例的な優遇もしている。
　移行案では、５類引き下げ後も当面は補助金と診療報酬の特例を継続する。段階的な減額で病床の急減を避けつつ、他の医療機関にも受け入れを促す。５月以降にまず「幅広い病院」で計約４万６０００床の体制とし、移行期間の終了後はコロナ病床という位置づけをなくし、国内の全病院（８２０５病院）で対応できるようにする。
　一方、外来診療には現在、約４万２０００か所の発熱外来が対応している。５月８日以降、政府は順次、受診できる医療機関の拡大を図る。診療報酬の特例は段階的に廃止する。厚生労働省によると、コロナ禍前に季節性インフルを診療していた内科や小児科などは約６万４０００か所で、コロナにも同程度の医療機関が対応する体制を目指す。
　第７波で１日当たりの患者数は最大約２５万人だった。同省は５類引き下げ以降も最大で１日４５万人の患者を想定している。

政府は医療提供体制に加え、医療費の公費負担と高齢者施設への支援についても同様に段階的な縮小・移行案を検討しており、３月上旬をめどに合わせて決定、公表する。

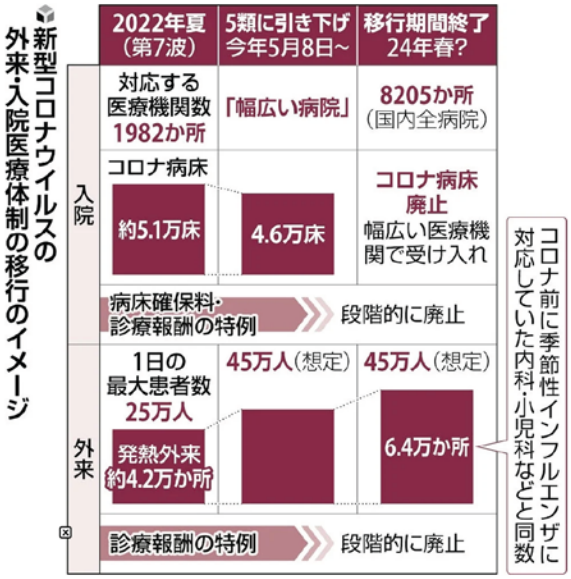

◇5 類移行後の職場でのコロナ対策―職場独自の緩和策を

＜Medical Note　2023 年 2 月 16 日＞　https://medicalnote.jp/nj_articles/230215-001-CL

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）が 2023 年 5 月 8 日から感染症法上の 5 類に移行され、法的な扱いが大きく変わることになります。この 5 類移行に伴って、政府はマスク着用など感染対策全般の方針も変更する予定です。こうした政府の新型コロナ対策の転換により、職場では感染者の欠勤規定や日頃の感染対策などに関して、独自の対応を求められることになります。今回は、5 類移行後の職場での新型コロナ対策を解説します。【東京医科大学病院渡航者医療センター部長・濱田篤郎／メディカルノート NEWS & JOURNAL】

◇5 類移行は新型コロナ対策の民間への移行

新型コロナが 5 類感染症（以下「5 類」）に移行されることが決まり、全ての医療機関で診療が受けられることや、医療費が有料化されることなどが話題にのぼっています。こうした感染者の診療面以外にも、政府は感染対策などに関する新たな方針の提示を計画しています。

現在、新型コロナは感染症法上で 2 類相当になりますが、正確には新型インフルエンザ等感染症に分類されています。この類型では政府が「対策本部」を設置し、そこで決定した「基本的対処方針」に基づいて、さまざまな感染対策が実施されます。しかし、5 類に移行すると「対策本部」や「基本的対処方針」はなくなり、国民や職場が自分たちの判断で感染対策を行うことになるのです。

これは新型コロナ対策の民間への移行であり、政府としてはその前に方針を提示することで今後の感染対策の方向性を示すというわけです。

◇職場対策の立て方

民間への移行の中で、新型コロナ対策の中心になってくるのが職場での対策です。今まで職場では、政府の方針に従って、感染者への対応、マスク着用や密の回避などの対策を行ってきましたが、今後は職場が独自の判断で実施することになります。別の言い方をすれば、職場の方針で感染対策を緩和していくことも可能になるのです。

では、具体的に職場でどのような対策が必要になるかを考えてみましょう。

まずは、これから先の新型コロナの流行状況を予測してみます。現在の第 8 波は春までに収束するとして、その後も一定数の感染者の発生は続くとみられます。このような流行収束期を経て、冬には再び感染者数が増加し、流行拡大期になると考えられます。また、過去 3 年間の経験からすると、流行拡大は夏にも起こる可能性があります。

このような流行の拡大期と収束期に応じた対策をとっていくことが、今後の新型コロナ対策としては大切です。

◇新型コロナ感染者の欠勤規定

職場の新型コロナ対策で最初に決めなくてはならないのが、感染者の欠勤規定です。現在は政府の療養規程に従って、症状のある人は7日間休ませている職場が多いと思います。今後は、こうした日数を職場が独自に決めて、就業規則などに記載しておく必要があります。
インフルエンザには政府が定めた欠勤規定がありませんが、学校保健安全法施行規則で学童が罹患（りかん）したときに休ませる期間が記載されており（発症後5日＋解熱後2日）、これを流用する職場が多いようです。新型コロナの場合、その感染力はインフルエンザよりも強いため、現行の7日間を採用するのが安全と考えます。少なくとも症状のある間は休ませないと、職場でクラスターの発生を起こす危険性があります。
なお、職場からの指示で従業員が欠勤する場合、労務管理上は有給休暇ではなく、特別休暇の扱いにすることが必要です。

◇職場でのマスク着用

マスクの着用は基本的に個人の自由意思に任せるのがよいと考えますが、「着用したほうがよい人や場所」は明確にする必要があります。一方、着用したい人がそれを続けることには、介入すべきではないと思います。
流行が拡大期の場合、屋内の職場では原則としてマスクを着用するのがよいでしょう。収束期には屋内でもマスクをはずせますが、マスクを着用すべき人がいます。それは新型コロナ感染者（疑いも含む）や、感染すると重症化しやすい人（ハイリスク者）です。後者には妊娠中の女性も含まれます。また、マスクを着用すべき場所として、混雑し換気が悪い場所、医療機関や高齢者施設などが挙げられます。
なお、マスク着用の指針は2月10日に政府が発表していますので、それを参考にしてください（マスク着用の考え方の見直し等について｜内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
＜https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html＞）。

◇社員食堂での感染対策

新型コロナ流行に伴って、社員食堂の座席配置を密にならないように変えたり、食卓にアクリル板の仕切りを置いたりした職場も多いと思います。こうした感染対策も、流行の収束期になれば解除できるでしょう。ただし、収束期でも注意すべきは、症状のある人を入場させないことや、食事中は大きな声での会話を控えてもらうという点です。また、ハイリスク者向けに、座席を離したエリアを食堂内に確保するとよいでしょう。
流行拡大期になれば感染対策を強化することになりますが、座席配置を頻繁に変えるのは大変なので、黙食や利用時間を短くするといった対応でもよいと考えます。

◇社内行事と感染対策

入社式やスタッフ教育などの社内行事についても、新型コロナが流行してからはオンラインにしたり中止したりする職場も多いようですが、流行が収束期になれば、リアルな開催もできると思います。ただし、入場前に症状がないことを確認することや、屋内で混雑するならマスクの着用を促すことも必要です。歓送迎会など飲食を伴う行事については、参加者に症状がないことを確認し、長時間にならず、大声を発しないなどの注意を払うならば、収束期での開催は可能です。

◇職場にも対策本部の設置を

5類移行後の職場での新型コロナ対策について紹介してきましたが、大事なのは各職場の判断で対策を実施していくという点です。政府に「対策本部」があったように、これからは職場ごとに「対策本部」を設け、そこには経営者も参加していただきたいと思います。また、流行の拡大期と収束期によって対策が変化するので、政府や自治体の発する流行情報を定期的に入手し、産業医など医療専門職からのアドバイスを適宜受けてください。
新型コロナの流行対策も政府主導から、民間に移行できる段階になってきました。流行の出口まであともう少しです。

****

[3] ***職場における化学物質対策について***

＜厚生労働省　2023年2月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3flN1fbv5t6kWIBY
職場における化学物質対策についての情報をご案内しています

新着情報

・化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内（ラベル・SDS・リスクアセスメントについて）
　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html

・新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー（令和４年９月 26 日、10 月３日、10 月 17 日開催）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27800.html

・令和４年度　「職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会」（リスクコミュニケーション）の開催について（令和５年２月３日、２月 16 日開催）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30189.html

・「 新たな化学物質規制を踏まえた簡易なリスクアセスメント促進セミナー」の開催について（令和５年３月１日開催）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31338.html

・令和５年度フィットテスト測定機器等購入補助金

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31218.html

新たな化学物質規制に関するご案内

● 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

● 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※　労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化予定物質リスト（令和３年度中に政令改正を予定しているもの）を公開しました（令和３年 12 月 16 日）

労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化候補物質リスト（令和４、５年度中に政令改正を検討しているもの）を公開しました（令和３年 12 月 28 日）

いずれも、参考として CAS 登録番号を示しています。なお、構造異性体等が存在する場合は異なる CAS 登録番号が割り振られることがありますが、対象物質の当否の判断は物質名で行います。

化学物質対策について

・労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて（新規化学物質を製造・輸入される方へ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei06/index.html

・職場における化学物質のリスク評価

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html

・有害物ばく露作業報告について（報告対象の物質を取り扱う事業者の方へ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07834.html

・化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07948.html

・安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html

・《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135046.html

・化学品の分類および表示について（ＧＨＳ関係）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei04.html

・インジウム・スズ酸化物等の取扱い作業による健康障害防止に関する技術指針（平成 22 年 12 月）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei42/index.html

・石油コンビナート等災害防止３省連絡会議３省共同運営サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050696.html

・労働安全衛生法に基づく化学物質の製造許可手続き・石綿分析用試料等の輸入・使用手続き

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00001.html

・個別分野の化学物質対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html

・化学物質による薬傷・やけど対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yakushouyakedo.html

法令改正等についてのご案内

・平成 19 年 12 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、硫酸ジエチル）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei17/index.html

・平成 20 年 11 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（ニッケル化合物、砒素及びその化合物）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei20/index.html

・平成 23 年 1 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、1,3-プロパンスルトン）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei41/index.html

・管理濃度等の改正について（平成 23 年度管理濃度等検討会報告書等を踏まえて）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei50/index.html

・平成 24 年 10 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html

・平成 25 年 10 月の特定化学物質障害予防規則等の改正（1,2-ジクロロプロパンに係る規制の導入）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei53/index.html

・平成 26 年 11 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（DDVP およびクロロホルムほか９物質に係る規制の追加）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html

・有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ：平成 27 年 1 月 1 日から応急処置に関して掲示内容が一部変わります

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063279.html

・平成 27 年 11 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（ナフタレンおよびリフラクトリーセラミックファイバー）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121.html

・平成 29 年１月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（オルト―トルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142342.html

・表示・通知義務対象物質の追加（平成 29 年 3 月施行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126934.html

・平成 29 年４月の特定化学物質障害予防規則の改正（３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン（略称ＭＯＣＡ）に係る特殊健康診断項目の見直し）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei54/index.html

・平成 29 年６月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（三酸化二アンチモン）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163262.html

・表示・通知義務対象物質の追加等（平成 30 年７月施行（一部は平成 29 年８月３日施行））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173873.html

・令和２年４月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正 （塩基性酸化マンガンおよび溶接ヒュームに係る規制の追加）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html

・令和２年６月の粉じん障害予防規則・労働安全衛生規則等の改正

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00002.html

化学物質対策についてのリーフレット等

・労働安全衛生法の新たな化学物質規制

https://www.mhlw.go.jp/content/000946001.pdf

・安全衛生関係リーフレット等一覧（化学物質関連）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html
・労働基準局が実施する検討会等
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingiother_128808.html
・職場のあんぜんサイト-化学物質別ウィンドウで開く
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html
・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）-化学物質管理分野（外部サイト）
https://www.nite.go.jp/chem/index.html

作業環境測定関係

・作業環境測定関係
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094161.html

****

[4] 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

＜総務省消防庁　2023年2月21日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230221_yobou.pdf

［備考］　該当改正省令、告示：ACSES-NL_2462_20230221（前号）に掲載＜ACSES 事務局＞
・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（総務省令第８号）
［官報］　令和５年２月21日　号外　第36号　1～13頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230221/20230221g00036/20230221g000360001f.html
・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（消防庁告示第３号）
［官報］　令和５年２月21日　号外　第36号　14頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230221/20230221g00036/20230221g000360014f.html
・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（消防庁告示第４号）
［官報］　令和５年２月21日　号外　第36号　15頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230221/20230221g00036/20230221g000360015f.html

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和４年 12 月 15 日から令和５年１月 18 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、５件の御意見を頂きました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

１　主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第８号）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）を改正するものです。概要については、［別紙２］をご覧ください。

（１）　火災予防分野の各種手続に係る様式について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行うもの。
（２）　電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上の「変電設備」として扱われている全出力 200kW を超える急速充電設備についても、消防法令上の「急速充電設備」として扱うこととするもの。

（３） 分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととするほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととするもの。

２ 意見公募の結果

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和４年 12 月 15 日から令和５年１月 18 日までの間、意見を公募したところ、５件の御意見を頂きました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、［別紙１］のとおりです。

３ 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令等を令和５年２月 21 日に公布しました。

・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第８号）［別紙３］
・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（令和５年消防庁告示第３号）［別紙４］
・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（令和５年消防庁告示第４号）［別紙５］

別紙１

【消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)等に対して提出された御意見及び御意見 に対する考え方】

―省略―

別紙２

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等について

令和５年２月
消防庁予防課

１ 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

（１） 消防法施行規則の一部改正について

【改正内容】

令和３年度に開催した「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、電子申請等を推進するに当たっての今後の検討事項として「手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討する」こととされたことを踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）に定める火災予防分野の各種手続に係る様式※について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

※ 改正又は削除する様式一覧（合計 11 様式）

①消防計画作成（変更）届出書、②防火・防災管理者選任（解任）届出書、③全体についての消防計画作成（変更）届出書、④統括防火・防災管理者選任（解任）届出書、⑤防火対象物点検報告特例認定申請書、⑥管理権原者変更届出書（防火管理）、⑦自衛消防組織設置（変更）届出書、⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、⑨工事整備対象設備等着工届出書、⑩防災管理点検報告特例認定申請書、⑪管理権原者変更届出書（防災管理）

【施行期日】

令和５年４月１日

【経過措置】

令和６年３月 31 日までの間は、この省令による改正前の様式を使用することができることとする。

（２） 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

【改正内容】

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等について電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法令上、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）第２条第１号に規定する対象火気設備等に該当しており、対象火気省令に従い制定される市町村条例で所要の規制が設けられている。

現行の対象火気省令では、「急速充電設備」は、全出力 20kW 超 200kW 以下のものと定めているが、「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）において、急速充電設備に係る消防法令上の対象火気設備規制における取扱いの見直し等※を行い必要な措置を講ずることとされた。

これを踏まえ、「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険性の観点から必要な検討を行った結果、現在「変電設備」として扱われている全出力 200kW を超える急速充電設備についても、対象火気省令上の「急速充電設備」として扱うこととした。また、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととしたほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととした。今回、これらについて、所要の規定の整備を行うものである。

※「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）（抄）

消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が 200ｋWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクターやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

【施行期日】

令和５年 10 月１日

【経過措置】

施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の対象火気省令第３条 20 号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとする。

2 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件について

【改正内容】

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第８号）に定める「防火対象物点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

【施行期日】

令和５年４月１日

【経過措置】

令和６年３月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することができることとする。

3 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件について

【改正内容】

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成

20 年消防庁告示第 19 号）に定める「防災管理点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

【施行期日】

令和５年４月１日

【経過措置】

令和６年３月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することができることとする。

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇『アルミホイルの中央が白くなる』←原因は結露による”さび”　粉がつくほどなら「食品への使用は控えて」

＜ラジオ関西　2023 年 2 月 22 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/d493077803a7eb7730da22f790d5a5601e80d2a6

****

[6] ***廃棄物関係***

◇プラスチックは太陽と細菌が分解、だからもう大丈夫？

＜GIZMODO　2023 年 2 月 20 日＞

https://www.gizmodo.jp/2023/02/break-down-ocean-plastic-bacteria-sunlight-research.html

＜GIZMODO　2023 年 2 月 22 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/04af76500398c411faf7b5b25b2162fb16fd1fcf

まだダメです。

地球の海がどんなに汚染されてるか、考えると気が遠くなっちゃいます。だから技術的にどうにかできないの？って期待もありますよね。

たしかにそれに応えるような研究もあるし、プラスチックを食べる細菌の存在も明らかになってます。

じゃあそんな細菌を増やせばいいんじゃないの？なんて思われるかもしれませんが、専門家によれば、そんなに簡単じゃないようです。

プラスチックはどこに消えてる？

今年 1 月と 2 月に Marine Pollution Bulletin に発表された王立オランダ海洋研究所の論文が、「消えたプラスチックの謎」に迫っています。つまり、海に捨てられるゴミがどこにいくのかを詳細に追っているのです。

人間は毎年約 800 万トンのプラスチックを海に捨てていて、換算すると 1 分毎にダンプトラックいっぱいのゴミを捨ててるようなものです。

でももうひとつ知られてないのは、そのかなりの部分がどこかに消えてることです。

海面に浮かんで浜辺に打ち上げられるのは、全体のたった 1%ほどに過ぎません。専門家の間では、自然の何らかのプロセスがプラスチックの分解を助けて、海水に溶かしているのではないかという仮説が立てられています。

紫外線はプラスチックを劣化させる

今年 1 月に発表された論文では、その謎のカギを太陽に求めています。

論文主著者でユトレヒト大学の博士課程に在籍する Annalisa Delre 氏は Earther に対しメールで説明しました。

人間がビーチで日焼けをするように、紫外線はプラスチックポリマーの分子構造も劣化させます。紫外線はつまり、長い炭素の鎖を細かく断ち切るのです。

プラスチックの劣化における太陽光の働きを理解すべく、Delre 氏のチームはいろいろな種類の生プラスチック（工場で作りたてのプラスチック）と、太平洋ゴミベルト海面から採取したプラスチックを海水に入れて紫外線を当て、海と同じ状態を再現しました。

プラスチックから分解された化合物の量を測定したところ、それは年あたり 2%に相当しました。

「びっくりするほどではないですよね」と Delre 氏。

でもこれが毎年毎年起きていれば…数十年前に捨てられたプラスチックはもうなくなっていて、去年捨てられたものはまだ残っている、というわけです。

Delre 氏らは、この観察結果や他の既存研究に基づき、人間が海に捨てたプラスチックの 20%はすでに分解されたことを示すモデルを作りました。

細菌もプラスチックをちょっとだけ分解

プラスチックを分解するのは、太陽だけじゃありません。Delre 氏と同じ研究所に所属するユトレヒト大学博士課程学生、Maaike Goudriaan 氏は、海洋プラスチックの分解を助けているらしい細菌の研究結果を２月に発表しました。

海洋プラスチックを食べているらしい細菌の研究は今までにもありましたが、Goudriaan 氏いわく、この研究は細菌が実際に食料としてプラスチックを利用している様子を観察し、そのプロセスをより正確に測定した初めてのものです。

Goudriaan 氏のチームは Rhodococcus ruber という細菌を、海洋プラスチックとともに人工の海水に入れました。プラスチックと細菌は密閉容器に入っているので、そこで発生する二酸化炭素量を測定すると炭素量を測定できる仕組みです。

それによって細菌が分解するポリマー量を推計したところ、結果は年間 1.2%となりました。

近頃、プラスチックを食べる細菌の可能性が主要メディアにもちょこちょこ出てくるようになりました。フランスの Carbios という会社は 2021 年、細菌がプラスチックゴミにどう役立つかを試すパイロットプロジェクトを開始しています。

技術があるから OK とはならない

Goudriaan 氏は、細菌による海洋プラスチックの分解について聞かれることが多くあり、いろいろ考えてきたと言います。

「実用にあたってはいくつかのハードルがあると思います」と Goudriaan 氏。

たとえば、海は大きくて、海流や風もあり、それは予測できるものもあれば、そうでないものもあります。海に細菌を入れたら、何が起こるのか？ どこに行くのか？ 正確にはわかりません。

細菌はプラスチックを食べるのか、それとももっと食べやすく分解しやすいものを食べるのか？ 他の微生物との競争はあるか？ 多分あります。

沿岸地域には行きやすいですが、海の向こうのゴミベルトはどうするか？ 船や飛行機を出して細菌を放つのか？ インパクトを出すのに十分なバイオマスをどうやって育てるか？

必要な資源やエネルギーはどれくらいか？ そんな資源やエネルギーを費やす価値があるか、それとも細菌を放つことでプラスチック自体より悪影響があるのでは？

私は、細菌を放つことが、海洋プラスチック解消のための有意義な方法だとは思いません。でももっと多くのことがわかれば、その判断も変わるかもしれません。

またはどこかの時点で、人類はこれに投資するくらい必死になるのかもしれません。

Goudriaan 氏も Delre 氏も、彼らの研究がプラスチック問題への解決策になると考えてはいけないと釘を刺しています。

自然には自己修復能力があるように見えるかもしれません。でもだからといって、我々にはプラスチックが自然環境に行き着かないようにする責任がない、ということではありません。

Goudriaan 氏は言います。

一般に人類は、技術的解決策が我々を環境危機から救うだろうと信じがちです。

でもときに、科学技術がある種のプロセスの害を小さくすることで、それが言い訳となって、もっと規模を大きくしよう、となってしまうことがあります。そして我々はまた、振り出しに戻ってしまうのです。

◇植物の廃棄部分でバイオプラ　ベンチャーが技術開発、大手の採用も広がる

＜産経ニュース　2023 年２月 21 日＞

https://www.sankei.com/article/20230221-PIUBPILDIBIC5NLRFAP7T44FJY/photo/G5HHXNDOG5OVJEQ7732VAOSVAI/

間伐材や廃材など未利用のバイオマス（生物資源）から、これまで活用が難しかった成分を抽出し、バイオプラスチックの開発に成功したベンチャー企業がある。原油由来のプラスチックに比べ二酸化炭素（ＣＯ２）の排出を削減でき、微生物の働きで最終的にＣＯ２と水に分化される生分解性を持たせることもできる。大手企業からも商品として採用される例も出ており、用途開発も進もうとしている。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇フロン排出抑制法に基づくフロン類ＧＷＰ告示の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01186.html

---

◇令和 5 年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」～米国等との大学間交流形成支援～に係る事業説明会について　　公募説明会：3 月に開催予定
＜文部科学省　2023 年 2 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpEadaMnqgngqbL

◇ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業実施法人の公募について
＜厚生労働省　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a48dz68jR2OCaYP5Y

****

[8] ***その他省庁発表***

◇日本産業規格（JIS）を制定・改正しました（2023 年 2 月分）
＜経済産業省　2023 年 2 月 21 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230220002/20230220002.html?from=mj
今回の JIS の制定・改正内容
https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230220002/20230220002-1.pdf

---

◇共同利用・共同研究拠点（公立大学、私立大学）の期末評価結果（令和 4 年度実施）
＜文部科学省　2023 年 2 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpEadaMnqgngqbM

◇令和 5 年度国公立大学入学者選抜の確定志願状況及び 2 段階選抜実施状況（前期日程）について
＜文部科学省　2023 年 2 月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpEadaMnqgngqbG

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ（第 1 回）の開催について【2 月 27 日開催】
＜内閣府　2023 年 2 月 21 日＞　https://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_pfas_annai_1.html
（1）専門委員等紹介
（2）ワーキンググループの運営等について
（3）座長の選出・座長代理の指名
（4）有機フッ素化合物（PFAS）について
（5）その他

・第 107 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（開催案内）　　３月２日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S689748DZ00iSbvZY
（1）労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）
（2）労災保険財政懇談会について（報告）
（3）その他

・プリオン専門調査会（第 123 回）の開催について【3 月 2 日開催】
＜内閣府　2023 年 2 月 21 日＞　https://www.fsc.go.jp/senmon/prion/annai/prion_annai_123.html
（1）専門委員等の紹介
（2）専門調査会の運営等について

（３）座長の選出、座長代理の指名
（４）今後の審議について
（５）鹿慢性消耗病（CWD）ファクトシートの更新について
（６）その他
・中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討ワーキンググループ（令和４年度第２回）の開催について　　２月 28 日
＜環境省　2023 年 2 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01192.html
①減容化技術（分級処理、熱処理、安定化処理）の評価等について
②その他
・海域環境の監視測定タスクフォース（第４回）の開催について　　２月 24 日
＜環境省　2023 年 2 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01195.html
1. ALPS 処理水に係る海域環境モニタリングについて
2. その他
「海域環境の監視測定タスクフォース」について
ALPS 処理水の放出開始の前後における海域モニタリングの強化・拡充について、関係機関が連携して、基本方針に定められた事項を確実に実施していくため、第 13 回モニタリング調整会議において、同会議の下に設置されたもの（令和３年４月 27 日）。
・産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　高圧ガス小委員会（第２４回）　　2 月 24 日
＜経済産業省　2023 年 2 月 21 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49516
高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について
・第１０回メタネーション推進官民協議会　　2 月 24 日
＜経済産業省　2023 年 2 月 21 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49707
1. メタネーションに係る国内外の動向等について
2. 技術開発・実証、プロジェクト等の取組について
メタネーション(methanation)：水素と二酸化炭素（CO2）から天然ガスの主成分であるメタンを合成する技術
・日本産業標準調査会　標準第一部会　第３５回金属・無機材料技術専門委員会　　3 月 6 日
＜経済産業省　2023 年 2 月 21 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49726
・食品安全委員会（第 891 回）の開催について　　2 月 28 日
＜内閣府　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai891.html
（１）　食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明及び食品安全基本法第１１条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについ（第１０版食品添加物公定書の作成のための規格基準の改正）
（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・遺伝子組換え食品等「JPBL013 株を利用して生産された α-アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
（３）令和５年度食品安全確保総合調査課題（案）について
（４）その他
・第 104 回コーデックス連絡協議会（開催案内）　3 月 16 日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3zupexuX89c23SxNY
＜消費者庁　2023 年 2 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032208/
（１）コーデックス委員会の活動状況
今後の活動について
・第 53 食品添加物部会（CCFA）

・第 16 回食品汚染物質部会（CCCF）

（２）その他

・学校安全の推進に関する有識者会議（第２回）（令和４年 12 月 23 日～）の開催について　　２月 24 日

＜文部科学省　2023 年２月 21 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpEadaMnqgngqbJ

1. 「第３次学校安全の推進に関する計画」を踏まえて優先的に取り組むべき課題について
2. 「学校事故対応に関する指針」の見直しについて
3. その他

・第 29 回 J-クレジット制度運営委員会　　３月１日

＜経済産業省　2023 年２月 22 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49806

1. 制度文書の改定審査機関の暫定登録に関する規定における期限の延長【審議事項】
2. Ｊークレジットの法的視点での取り扱いの明記【審議事項】
3. 省エネ法におけるＪークレジットの活用【審議事項】
4. 稲作における中干期間の延長【審議事項】
5. 印刷機方法論における新設の対象化【審議事項】
6. 森林関係の改定事項【審議事項】
7. その他の更新事項【審議事項】
8. 『気候変動×デジタル』プロジェクトについて【報告事項】
9. Ｊークレジット制度の最近の動向【報告事項】

[開催記録、報告、資料等]

・令和３年度有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況の公表について

＜環境省　2023 年２月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01152.html

****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・サル痘の患者等の発生について

＜厚生労働省　2023 年２月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2z-uwjATrmQ0lXpJY

・広島県世羅町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 63 例目）に係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2023 年２月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230222.html

・アルゼンチンからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2023 年２月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230221.html

---

◇***その他***

・ノーベル賞受賞者など８人 日本学術会議の法改正 再考求める

＜NHK　2023 年２月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230223/k10013988881000.html

日本学術会議の組織のあり方をめぐって、政府が会員を選ぶ際に第三者が関与する仕組みを導入することなどを盛り込んだ法改正の方針を示していることについて、日本のノーベル賞受賞者など８人が「法改正が学術会議の独立性を毀損するおそれがあり大きな危惧を抱いている」などとする声明を出し、政府に法改正を再考するとともに学術会議との議論の場を重ねるよう求めました。

日本学術会議をめぐって、政府は組織の透明性を高めるため会員を選ぶ際に第三者が関与する仕組みを導入することなどを盛り込んだ「日本学術会議法」の改正案を開会中の通常国会に提出する方針です。

これについて、ノーベル物理学賞を受賞した天野浩さんなど８人が法改正に熟慮を求めるとする声明を今月 19 日付けで発表し、22 日開かれた日本学術会議の幹事会で示されました。

声明では、当時の菅総理大臣が６人の会員候補を任命しなかったことに触れ「政府と学術界の信頼関係が大きく損なわれたままで大変憂慮される」と指摘しました。
そのうえで、政府が進める法改正について「学術会議の独立性を毀損するおそれがあり、学術の独立性といった根源的かつ重要な問題につながる」などとして政府に対し、再考するとともに学術会議との議論の場を重ねるよう求めました。
幹事会ではこのほか、法改正が強行されれば日本の学術の「終わりの始まり」になりかねないなどとして強い憂慮を示しました。
その後の会見で梶田隆章会長は「日本の学術の歴史の転換点ともなりうる大きな問題であり、政府には私たちの懸念を受け止めて再考いただくよう改めて求めていきたい」と話していました。
声明を出した８人とは
日本学術会議の組織のあり方をめぐって政府が進める法改正に熟慮を求める声明を出したのは、ノーベル賞受賞者など８人で、
2014 年に物理学賞を受賞した天野浩さん、
2016 年に生理学・医学賞を受賞した大隅良典さん、
2008 年に物理学賞を受賞した小林誠さん、
2000 年に化学賞を受賞した白川英樹さん、
2010 年に化学賞を受賞した鈴木章さん、
2001 年に化学賞を受賞した野依良治さん、
2018 年に生理学・医学賞を受賞した本庶佑さんと、数学のノーベル賞と呼ばれる「フィールズ賞」を 1990 年に受賞した森重文さんの８人です。
日本学術会議の組織のあり方をめぐっては、今月 14 日、学術会議の会長経験者５人が共同で声明を発表し、岸田総理大臣に対し、法改正を伴う政府の改革を再考するよう求めています。
****
［付録］
◇<u>水道と井戸水の配管を誤接続 基準値超のフッ素化合物が検出 愛媛大学工学部棟</u>　　*上記［1］関係*
＜itv あいテレビ　2023 年２月 22 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/342574?display=1
https://news.yahoo.co.jp/articles/75533841bb123d37e20cf5c741eca499d964357e
愛媛大学工学部の建物で、蛇口の水から基準値の３倍近いフッ素化合物が検出されていたことがわかりました。
水道管に井戸水の管を誤って接続していたのが原因とわかり、大学が健康への影響を確認しています。
蛇口から基準値を超えるフッ素化合物が検出されたのは、愛媛大学工学部２号館の一部の施設です。
大学によりますと、職員から「給水フィルターの交換頻度が多くなった」と相談を受け調べたところ、２月２日に水道管に井戸水の管が誤って接続されているのがわかったということです。
井戸水はトイレの洗浄などに使われていて、大学は直ちに飲み水への使用を停止し井戸水の水質検査を実施したところ、基準値のおよそ３倍にあたる 1L あたり 2.1mg のフッ素化合物を検出したということです。
大学では相談窓口を設置したほか、現在、健康への影響を確認していますが、今のところ学生などから健康に関する相談は寄せられていないということです。
工学部２号館は 2020 年３月に改修工事を終えていました。
水質検査などを手掛けている県総合保健協会によりますと、フッ素は多量に摂取し続けた場合、歯の表面に斑点ができる斑状歯などを引き起こす可能性があるということです。

・<u>愛媛大学工学部２号館における水道配管の誤接続について（第２報）</u>
＜愛媛大学　2023 年２月 15 日＞　https://www.ehime-u.ac.jp/data_news/juyo_20230215_shi/
令和５年２月 15 日
愛媛大学工学部２号館における水道配管の誤接続について（第２報）
国立大学法人愛媛大学
令和５年２月 10 日付「愛媛大学工学部２号館における水道配管の誤接続について（第１報）」にて告知しており

ました水質検査結果が出ましたので、ご報告いたします。
水質検査の結果につきましては、井戸水を飲用として使用開始する際に求められる水道法第４条に定められた水質基準全51項目のうち、「フッ素及びその化合物」を除く50項目については、水質基準値以下（適合）でした。「フッ素及びその化合物」の数値は2.1mg/L（水質基準値0.8mg/L以下）と水質基準値を超える結果でしたので、健康に及ぼす影響等については本学の総合健康センターで評価中です。
今後は、本学の総合健康センター内に健康に関する相談窓口を設けて、関係の皆様に対応（相談・健診）するとともに、web等を活用した健康調査を予定しております。
ご不明な点やご不安な点等ございましたら、下記問い合わせ窓口までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
問い合わせ窓口
■水道配管の誤接続に関すること（健康に関する相談等以外）
　施設基盤部施設整備課
　　電話：089-927-9110
　　Email：seibika@stu.ehime-u.ac.jp
■関係者の健康に関する相談等
　総合健康センター
　　電話：089-927-9193（10:00～16:00）
　　Email：s_kenko@stu.ehime-u.ac.jp

・愛媛大学工学部２号館における水道配管の誤接続について（第１報）【令和５年２月10日】
＜愛媛大学　2023年２月10日＞　https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20230210_shi/

令和５年２月10日

愛媛大学工学部２号館における水道配管の誤接続について（第１報）

国立大学法人愛媛大学

本学工学部２号館一部エリア（別図参照）において、令和２年３月18日の改修工事完成時より、上水と井戸水（飲料水としての水質検査未実施）の配管が入れ替わって接続されていたことが令和５年２月２日に判明いたしました。
工学部２号館の一部エリアにおいては、飲料水としての水質検査を実施していない井戸水を上水として使用していたこととなります。
本学では、即日、誤接続の影響が及ぶ範囲について飲用を停止すると同時に、上水として給水されていた井戸水の水質を調べるために採水を行い、詳細な水質検査を実施しております。
工学部２号館をご利用された皆様には、多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫びを申し上げます。
当該事案の影響については、現在調査中であり、調査が完了次第、情報をお知らせするとともに、適切な再発防止策を講じてまいります。
経緯
1.令和２年３月18日（水）
　工学部２号館改修Ⅱ期工事完成
2.令和５年２月１日（水）
　工学部２号館を使用している本学職員より上水の水質について施設基盤部施設整備課へ調査依頼
3.令和５年２月１日（水）～2日（木）
　本学施設整備課職員及び工事施工者で現状確認を行い、誤接続を確認
4.令和５年２月６日（月）
　施設基盤部から本学執行部へ報告
5.令和５年２月６日（月）
　工事施工者が影響範囲から飲料用に給水されている水を採取、持ち帰り分析中
6.令和５年２月７日（火）

工学部長及び工学部２号館の利用者に対する説明会を開催
7.令和５年２月９日（木）
工学部教職員に対する説明会を開催
8.令和５年２月 10 日（金）
工学部教職員及び学生に対する説明会を開催
ご不明な点やご不安な点、質問等ございましたら、下記問い合わせ窓口までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
別図　　https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/02/betsuzu.pdf
問い合わせ窓口
国立大学法人愛媛大学施設基盤部施設整備課
Email：seibika@stu.ehime-u.ac.jp

◇群馬大医学部が「アカハラ大量留年」問題に救済措置　担当教授の「教員としては困難」“釈明音声”入手

上記［1］関係

＜文春オンライン　2023 年２月 21 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/60869

群馬県前橋市の国立群馬大学医学部で、現在３年目の学生の約３分の１にあたる約 40 人の学生がこれまでの２年半で留年が決まり、そのうち 24 人が１人の教員の授業で落第させられていたことで、学生の間から「アカハラだ」との声が上がっていた問題。2022 年 10 月 23 日配信「 週刊文春 電子版 」でこの問題を報じていたが、今回新たに、群馬大が留年が決まっていた学生の一部に救済措置をとることが「 週刊文春 」の取材でわかった。

大量の落第者を出したのは、１年生向けの『医の倫理学』と 1～3 年生向けの『医系の人間学』という必修授業を受け持つ、服部健司教授（63）。

服部教授の授業に対する学生の声

群馬大学医学部付属病院　©時事通信社

医学部の現役学生が語る。

「うちは必修科目を１つでも落とすと即留年決定で、しかも翌年は次の学年の授業を取ることができない。落とした科目の単位を取るためだけに１年間大学に通う羽目になるんですが、服部教授の授業は評価の基準がよく分からない。医療と関係なさそうな映像を見て感想を書いたり、即興演劇をしたりするだけで、試験もレポートもなしでいきなり成績が決まるんです」

別の学生が続ける。

「服部教授は授業で学生に発言を求めますが自ら手を挙げる人はいません。変に目をつけらて留年させられることにおびえているからです。当てられやすい席とそうでない席があるので、学生たちは授業中に詰められることを恐れて、授業の前は１限目が始まる前から席取りをしています。活発な議論なんてありません」

また、服部氏の授業を巡ってはこんなトラブルも。

「2016～21 年度にかけて服部教授が担当する必修科目の単位を一度も認められず、重度 PTSD の診断を受けて休学した学生もいます。大学は 18 年度にアカハラを認定し、その学生は現在大学を相手に損害賠償請求を求める裁判を起こしています」（大学関係者）

「週刊文春 電子版」の報道後、医学部医学科の学友会が学生を対象にアンケートを実施。そこには服部教授の授業に対して次のような意見があった。

〈フィードバックもなく、客観的な成績基準もないまま成績判定され、再試験もなく留年者が出ている〉
〈理不尽な教授により学生は萎縮し、主体的に授業に取り組める状況ではない〉
〈精神的な不調を訴えている人が多くいる〉

救済措置を行うも、不公平感が募り説明会は紛糾

学生たちの批判が高まる中、2 月 10 日になってようやく事態が動いた。医学科長が３年生向けに説明会を開いたのだ。

「今年度の前期に『医系の人間学』を落とした学生に限り、３月に再履修（補習）を行う救済措置を行うと発表し、服部教授は『医系の人間学』の担当から外れると明らかにしました」（別の現役学生）

だが、これがかえって火に油を注ぐ結果に。

「結果として救済されるのは、今年度の前期に『医系の人間学』を落とした3年生8人だけ。その授業だけ『フィードバックが不十分だった』などと大学の落ち度を認めましたが、1、2年次に服部先生の授業を落とした人や、今年の1、2年生に対しては救済なし。不公平感が募り説明会は紛糾しました」（同前）

服部教授は学生の訴えを「落書き」呼ばわり

一方で服部教授は2月13日、教職員と学友会との定例懇談会に姿を現し、学生に対して釈明。小誌はこの音声を入手した。

「何人かから直接、『評価の基準が分からない』という意見を教室で伺いました。でも意見を下さる学生に限ってシラバスに書いた評価基準をあまり読んでくれていない。それで『もう1回読んできてください』って申し上げるようにしています」

「1月7日ぐらいから試験をしたところ、答案に『これで採点ができるのか』『どうやって採点するんだ』という、そんな落書き……書き込みを見つけたわけです。なかなかその辺のところ教員としては困難を感じております」

服部教授は自らの正当性を主張し、学生の訴えを「落書き」呼ばわりしたのだ。

群馬大医学部に尋ねると、救済措置を認めたのが3年生8人だけだった点については「カリキュラム導入の過渡期であること」や「全国的にみて新たな授業内容であったこと」などを理由とした。多くの学生が、絶対的な評価基準がない科目で恣意的な評価を下される可能性に不安を抱いていることについては「科目責任者が恣意的に評価を決定できるものではありません」と回答した。

だが、服部教授や大学当局の姿勢に納得できない学生たちは、さらなる救済措置を求める署名活動を行っている。

2月21日（火）12時配信の「 週刊文春 電子版 」および2月22日（水）発売の「週刊文春」では、学生のアンケート内容の詳細や、服部教授の女子学生に対する“セクハラ発言”、紛糾した定例懇談会の様子などを報じる。また、「 週刊文春 電子版 」では服部教授の“釈明音声”を公開する。

＜「週刊文春」編集部／週刊文春 2023年3月2日号＞

◇日本の農作業は危険　毎年300人が死亡　　上記［1］関係

＜NEWS SOCRA　2023年2月20日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/7fd4365fde10b1011bc1a5364e5e6701af44a3fc

【農を考える】安全先進国のアイルランドに学べ

農作業安全で世界最高水準の対策を誇るアイルランド。「農作業安全」を担当する大臣を持ち、近年、死亡事故数を半減することに成功、さらに対策強化に突き進む。一方、日本では年間300人規模の死亡者数を減らす決め手に欠ける。現地の取り組みを調べてみると、両国で違いを生む背景が見えてきた。

「少し前まで毎年20人が死亡していたが、昨年は10人まで減らすことができた」

2022年10月にダブリン郊外でインタビューしたアイルランドの国務大臣マーチン・ヘイドンさんは胸を張った。

▽農作業安全担当大臣に聞く

1年半前に同国で初めて農作業安全を担当する大臣となった。農業技術開発、新市場開発も兼任で担当するが、「私の中では農作業安全はプライオリティーが高い」と話す。本人が農村を地盤としているという事情に加え、農作業事故根絶に真正面から取り組むアイルランドの熱意が、世界でも例を見ない農作業安全担当の大臣を生み出した。

都会のメディアがあまり報じないから、多くの国民は知らないだろうが、日本では毎年300人近い人たちが農作業事故で命を落とす。坂道でトラクターがひっくり返ったり、収穫機械から詰まった草を引き抜こうとして体が巻き込まれたりする。

傷害事故も多い。実は、農作業事故は万国共通の悩みで、労働者10万人当たりの事故率を調べると、改善が著しい建設業や工場労働者に比べ農業は最も危険な業種として各国でみなされている。

場所や環境が異なる野外で作業することが多く、事故の経験を共有することが難しい。農家の高齢化は各国で進むが、農作業事故対策は国によって濃淡が目立つ。

トップを走るのがアイルランドだ。本気さを示すいくつかの事例を紹介する。

アイルランドには日本の労働基準監督署に相当する組織 HSA の監督官が、小規模な自営農家を査察し、安全に不備があれば改善命令を出す。畑で動いているトラクターに不備が見つかると、修理しない限り、所有者といえどもその場所からの移動が禁じられる。

▽毎年リスク評価を作成

農家は毎年、自分の農場のリスク評価書を作成することが義務づけられる。農業機械やほ場などの危険箇所を洗い出し、それぞれの対応策を文書に書き込む。

こうした命令に農家が違反すると、日本円で 40 万円の罰金か 6 カ月の懲役に問われることもある。

日本の監督署が農業分野で指導対象とするのは、雇用労働者がいる経営だけだが、アイルランドでは 2005 年の法改正で雇用者がいない自営農家まで規制の網を広げた。自営農家の安全義務を法律で位置づけているのは北欧などごく一部にとどまる。

アイルランドで労災による死亡事故を重点的に担当する HSA 特別捜査官 28 人の半分が、農作業事故に割り当てられているのも驚きだ。半年から 1 年以上掛けて一つの事故原因を徹底的に調べ上げる。場合によっては起訴に持ち込む権限も持つ。

日本では死亡事故が起これば警察の出番だが、都道府県をまたぐため、事故の教訓を蓄積しにくい。一方でアイルランドでは国の専門チームが調査に当たる態勢が整っている。

教育面でも取り組みは印象的だ。大学の農学部、実践的な技術を学ぶ農業大学校の学生にとって農作業安全は必修科目だ。名門のダブリン大学では、2 年生が半年かけて座学と実習で事故防止の理論を学ぶ。就農する際に役立つのはもちろん、主な就職先である官庁、農業・食品企業からも安全対策の知識を求める声が寄せられている。

日本の場合、大学農学部で農作業安全の授業に単位を与えているところはない。関心のある教員が講義の中で少し触れることがあるぐらいだろう。宇都宮大学農学部の田村孝浩准教授は「日本では農作業事故が多いということを知らないまま社会人になる学生も少なくない」と話す。

ヘイドンさんは「10 人の死亡者でも許されないほどの悲劇だ」と強調し、担当大臣として予算の獲得や HSA や農業省にまたがる対策組織の調整に走り回る。昨年末には農業機械のシミュレーターを 10 台以上導入し、農業大学校などに配置した。実際の畑で体験は難しいが、画面の中なら危険な操作を試すことができる。野放し状態だった農業用の 4 輪バギーの運転に免許を義務づけることも決めた。

▽根拠ない常識を変える

さらに農家の間に根強い「自分は大丈夫」という根拠のない常識を変えるため、農業省傘下の機関で心理学の分野から研究を始めているという。法制度、教育に加え農家の意識にまで踏み込むのは、今の規制だけでは農家の振る舞いを変えられないという判断があるからだ。

ヘイドンさんたちの熱意に支えられアイルランドは農作業事故を減らしてきた。こうした取り組みを見習えば日本でも農作業安全対策が進む可能性はある。だが、実際には難問が立ちはだかる。

アイルランドの手厚い安全対策は、一面で農家に厳しい義務を持ち込むことになる。アイルランドの農家は農薬を使うために厳密な研修会の受講が義務づけられ、店頭で買うにも文書による申告が必要だ。農産物の安全性を保つのと同時に農家の健康を守るためだ。毎年、農場のリスク評価も義務づけられ、定期的に HSA 監督官の査察を受けることが求められる。いずれも日本でそうした仕組みはない。

社会全体に農作業安全に対する関心が薄く、農家の高齢化が深刻な日本で、新たな規制の合意を取り付けることは簡単ではない。

しかし、毎年 300 人の犠牲者を生み出す農作業事故を減らすためには、何らかの仕組みを考えていく必要がある。農水省は 1 年後に新しい農業基本法を国会に提出する計画で検討を始めている。そうした場を使って、農作業安全対策をどこまで進めるのか議論することが大切だろう。

********** 以上 **********